

福井県言語聴覚士会
新人教育プログラム

介護保険制度について

株式会社ほっとリハビリシステムズ
言語聴覚士 今尾 佳寿



Profile

氏名：今尾 佳寿 (いまおよしひさ)

職業：言語聴覚士／AFAA認定インストラクター

履歴：S49.12.13生まれ。（現在47歳）
福井市在住 嫁と子供1人

大学卒業後、某スポーツクラブに入社。

H19.4月 福井医療短期大学 言語聴覚学科に入学。

H22.4月 株式会社ほっとりハビリシステムズ入社。

現在に至る。



本日のおしながき



- 介護保険制度とは？
- サービスを利用するためには？
- サービスの種類

介護保険制度とは？

日本は世界一の長寿国！

- 高齢になっても、「**住み慣れた町でいつまでも自分らしく健康で暮らしたい！**」というのは、誰もが望んでいること。
- しかし、病気や老化で自分の身の回りのことが出来なくなってしまうのも現実。
- たとえ、年をとって誰かの手助けが必要になっても、**いつまでも安心して暮らしていける社会**にする必要がある。

介護保険制度の誕生

- 急速な高齢化、**核家族化**により家族内での介護困難、**介護する側の高齢化**、医療の進歩による**介護期間の長期化**など、日本の介護問題は山積み。
- これらの問題に対応するため、高齢者の介護を**社会全体で支え合う仕組み**として、**2000年4月**に「介護保険制度」がスタート！
- ただ単に高齢者の身の回りの世話をすることを超えて、**高齢者が尊厳**をもって、**できる限り自立した生活**を送れるように支援することを基本理念としている。

介護保険制度について

- この制度は、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になった方が安心して生活ができるように「介護」を社会全体で支えていくものです。

被保険者（加入者）

- 介護保険料を納めます。
- 介護や支援が必要な場合、相談窓口にご相談し、介護認定をうけます。
- サービスを利用した場合、原則として費用の1～3割を負担します。

①65歳以上の方（第1号被保険者）

- 介護や支援が必要と認定された方（※介護が必要となった理由は問いません）

②40～64歳までの方（第2被保険者）

- 老化が原因とされる病気（※特定疾患）により介護や支援が必要と認定された方

※特定疾患とは

ガン末期・関節リウマチ・筋委縮性側索硬化症・後縦靭帯骨化症・骨折を伴う骨粗鬆症・初老期における認知症・進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病・脊髄小脳変性症・脊柱管狭窄症・早老症・多系統萎縮症・糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・脳血管疾患・閉塞性動脈硬化症・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービスを利用するためには？

注) 今回は、福井市の場合を紹介します。
各市町村によって、若干、内容が異なります。

サービス利用までの流れ

65歳以上の方

相談窓口（地域包括支援センター・介護保険課・地域包括ケア推進）で相談します

- ・ 介護サービスなどを利用したい
- ・ 介護や支援が明らかに必要

- ・ 生活に困っていること・不安なことがあり、介護等の支援が必要

- ・ まだ介護や支援は必要ない
- ・ 介護予防に取り組みたい

要介護認定を受けます

元気度調査を受けます
(65歳以上の方)

要介護
1~5の方

要支援
1~2の方

非該当

生活機能の低下が
みられた方

生活機能の低下が
みられない方

在宅介護・施設
サービス利用

介護予防
サービス利用

介護予防・生活支援
サービス事業利用

一般介護予防
事業利用

①認定申請

●申請の窓口は市介護保険課または各総合支所です。申請は本人・家族のほか、次のところに代行申請してもらうことも可能です。

代行申請可能なところ

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所・介護保険施設
- ・地域密着型介護老人保健施設

必要なもの

- ①認定申請書
- ②印鑑
- ③65歳以上の方：介護保険被保険者証
40~64歳の方：健康保険証
- ④マイナンバーカード

認定の更新・変更

- 認定には有効期限があります。サービスを継続して利用の場合は、有効期間が終了する前に更新の申請が必要です。更新の有効期間終了日の60日前から申請できます。
- 有効期間内に心身の状況が変化した場合、要介護度を変更するための申請ができます。

②訪問調査・審査・判定

●訪問調査・主治医意見書により、どのくらい介護が必要か審査・判定します。

訪問調査

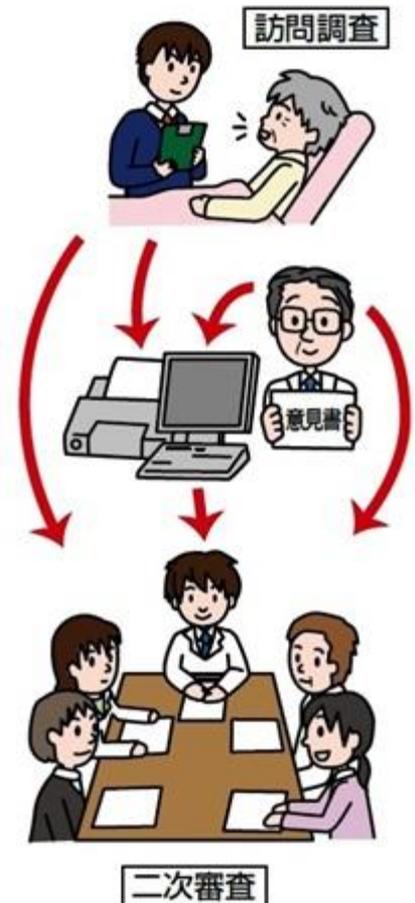
市の委託を受けた調査員がご自宅を訪問し、本人やご家族から心身状態についてお話を伺います。

主治医意見書

認定申請書に記入された主治医に、市が意見書の作成を依頼します。

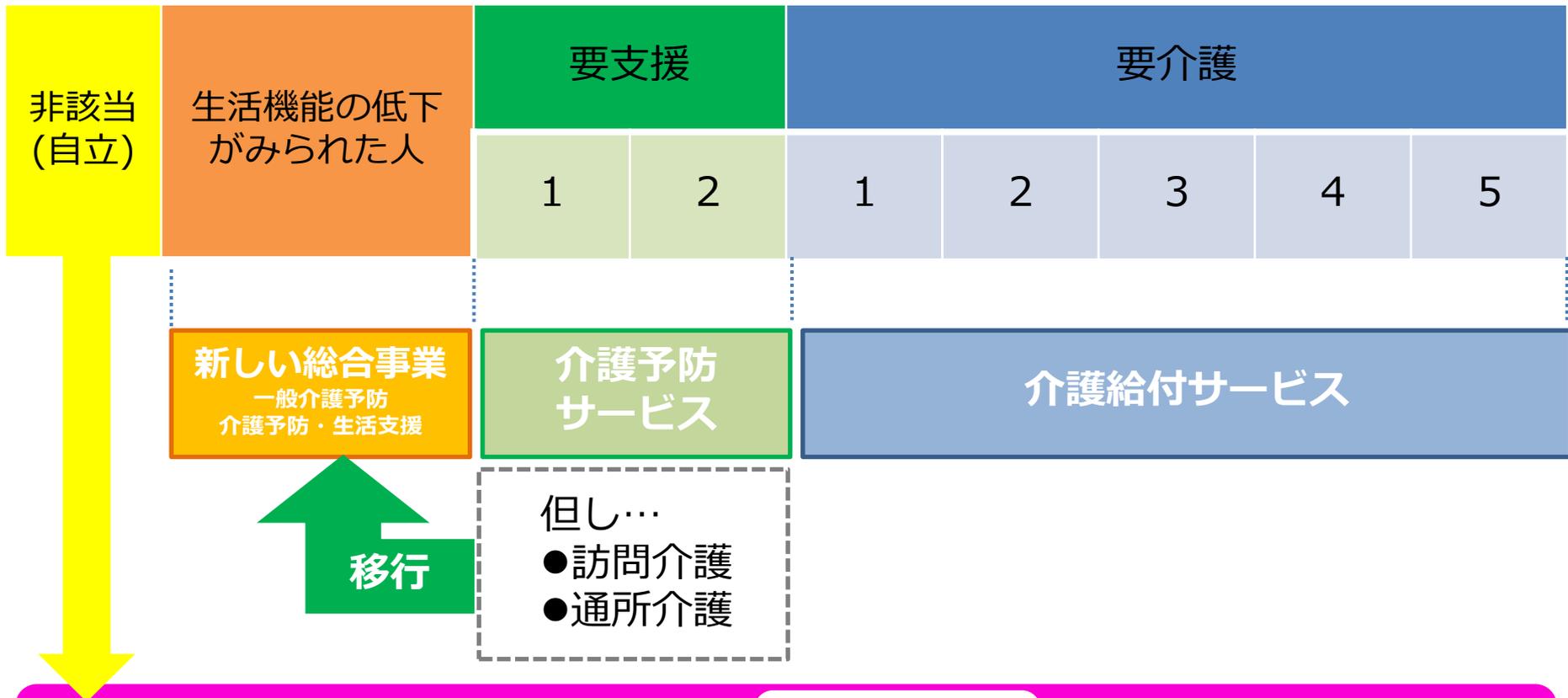
介護認定審査会での審査・判定

- 訪問調査と主治医意見書の内容を全国統一基準ソフトにより判定します。
(一次審査)
- 一次判定の結果を受けて、訪問調査の内容と主治医の意見書をもとに、医療・保健・福祉の専門職で構成する「介護認定審査会」で審査・判定します。
(二次審査)



③認定結果の通知

●介護認定審査会の判定に基づき、市から認定結果を通知します。



非該当（自立）と認定された場合は、

元気度調査
(基本チェックリスト)

を受けることもできます

④サービスの利用

要介護1～5の方

在宅サービス利用

居宅介護事業所を選ぶ

- 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー在籍の事業所)を選びます。
- 担当のケアマネジャーが決まります。

ケアプランの作成

- 担当ケアマネジャーと相談し、ケアプラン(どのようなサービスをどれくらい使用するかを決めた計画書)を作成します。

在宅サービスを利用

- サービス事業者と契約を結びます。
- ケアプランに基づき在宅サービスを利用します。

施設入所

施設を選ぶ

- 希望する施設を選び、直接契約します。

ケアプランの作成

- 施設ケアマネジャーが本人に適したケアプランを作成します。

施設サービスを利用

- ケアプランに基づき施設サービスを利用します。

相談

- 各地区の包括支援センターに連絡、相談します。
- これからどのような生活を希望するかなどについて話し合います。

ケアプランの作成

- 包括支援センターの職員と相談し、ケアプラン(どのようなサービスをどれくらい使用するかを決めた計画書)を作成します。

サービスを利用

- サービス事業者と契約を結びます。
- ケアプランに基づき、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

要支援1・2の方

事業対象者の方

包括支援センターに連絡

⑤費用(自己負担割合)

	単位数	自己負担(目安)		
		1割	2割	3割
事業対象者	5,032単位	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	5,032単位	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	10,531単位	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	16,765単位	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	19,705単位	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	27,048単位	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	30,938単位	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	36,217単位	36,217円	72,434円	108,651円



支給限度額に入らないサービス (いずれも介護予防サービスを含みます)

- ・ 特定福祉用具の購入
- ・ 住宅改修
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護 など

3割

- ①本人の合計所得220万円以上
- ②同世帯65歳以上の「年金+その他の合計所得」が、単身世帯 = 340万円以上 / 2人以上世帯 = 463万円以上

2割

- ①本人の合計所得160万円以上
- ②同世帯65歳以上の「年金+その他の合計所得」が、単身世帯 = 280万円以上 / 2人以上世帯 = 346万円以上

1割

上記以外の方

サービスの種類

サービスの種類

※在宅医療や介護は、自宅などの生活の場で行うサービスのことで、以下のようなものがあります。

医療系サービス

- **医師による訪問**
訪問診療・往診・居宅療養管理指導
- **歯科医師・歯科衛生士による訪問**
歯科訪問診療・居宅療養管理指導
- **薬剤師による訪問**
居宅療養管理指導
- **リハビリ職による訪問**
訪問リハビリテーション
- **看護師らによる訪問**
訪問看護
- **管理栄養士による訪問**
居宅療養管理指導

介護系サービス

- **介護や生活の訪問お手伝い**
訪問介護：ホームヘルプ、訪問入浴介護
- **まとめていろいろサービス**
(看護)小規模多機能型居宅介護
- **ちょっとお泊り**
ショートステイ
(短期入所生活介護・短期入所療養介護)
- **日帰りおでかけ**
デイサービス (通所介護)
デイケア (通所リハビリ)
- **いつでも訪問**
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- **福祉用具・レンタル**

ご自宅に訪問するサービス

● 訪問介護（ホームヘルプ）

- ホームヘルパーが訪問し、排泄・入浴・食事などの身体介護や、一人暮らしなどで必要な方には調理・洗濯などの生活援助を行います。



● 訪問入浴介護

- 入浴設備を積んだ入浴車が自宅を訪問して入浴の介助などを行います。



● 訪問看護

- 看護師などが訪問して、主治医などと連絡を取り合っ、療養上の世話をを行います。



● 訪問リハビリテーション

- 理学療法士などが訪問して、主治医の判断のもとに心身機能の機能回復などを図るリハビリテーションを行います。



● 居宅療養管理指導

- 医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが訪問して、医学的な管理や指導を行います。

施設に通うサービス

● 通所介護（デイサービス）

- 日帰りで施設に通い、入浴などのサービスや機能訓練などのサービスが受けられます。

● 通所リハビリテーション（デイケア）

- 医療機関や老人保健施設などに通い、日帰りのリハビリテーションが受けられます。



施設に短期間泊まるサービス

- **短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）**
 - 施設に短期入所して、入浴・排泄・食事などの日常生活上の介護や機能訓練が受けられます。
 - 日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医学的管理のもとで医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」があります。
 - 連続した利用は30日までとなっています。



居住系サービス

● 特定施設入居者生活介護

- 介護保険の事業者指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居しながら、入浴・排泄などの生活に必要なサービスを受けることができます。



介護保険施設に入所するサービス

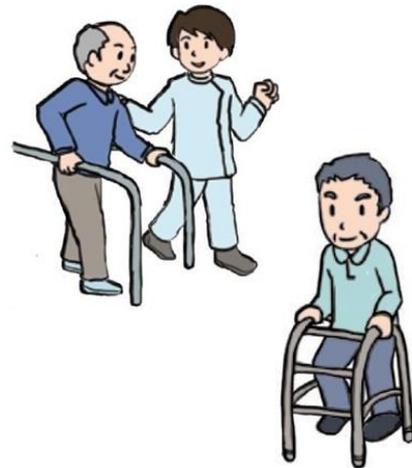
● 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方。食事・入浴・排泄など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
※原則要介護3以上



● 介護老人保健施設

- 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方。医療上のケアやリハビリ、日常生活の介護を一体的に提供して、家庭への復帰を支援します。



● 指定介護療養型医療施設

- 病状は安定しているものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な方。介護体制の整った医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどが受けられます。

● 介護医療院

- 長期にわたり、医療と介護の両方のケアが必要な方。同一の施設内で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。



地域密着型サービス①

● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 認知症の安定した人が、少人数（5～9人）で共同生活しながら、家庭的な雰囲気の中で入浴・排泄などの介護を受けられます。



● 認知症対応型通所介護

- 認知症の高齢者が日帰りで、食事・入浴・リハビリテーションなどを受けられます。



● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスを受けられます。



● 夜間対応型訪問介護

- 巡回または備え付けの通報装置による連絡などで、夜間専用の訪問介護が受けられます。

地域密着型サービス②

● 小規模多機能型居宅介護

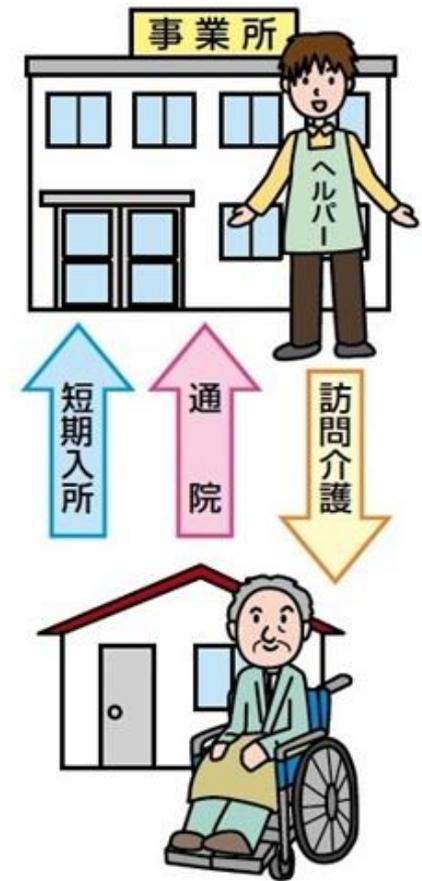
- 心身の状況、環境などに応じて「通い」を中心に「泊まり」と「訪問」を組み合わせたサービスが受けられます。

● 看護小規模多機能型居宅介護

- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスが受けられ、医療ニーズが高い方に対応できます。

● 地域密着型介護老人福祉施設

- 30人未満の小規模な特別養護老人ホームです。



<地域密着型サービスとは>

住み慣れた地域で、多様かつ柔軟なサービスを受けながら生活を継続できるように、設けられているサービスの枠組みです。

- ア サービスは、事業所や施設がある区市町村の住民の利用が基本となります。
- イ 事業所や施設の指定・指導などを区市町村が実施します。
- ウ 地域の実情に応じて、区市町村が介護報酬を設定します（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスのみ）。
- エ 指定（拒否）や指定基準・報酬の設定に地域住民などが関与する、公平で公正透明な仕組みとなります。

環境等を整備するサービス①

● 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。
月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割が自己負担。

対象となる用具

1. 歩行器
2. 歩行補助つえ
3. 手すり（取付工事が不要なもの）
4. スロープ（段差解消のもので、取付工事が不要なもの）
- 5. 車椅子**
- 6. 車椅子付属品（クッション・電動補助装置）**
- 7. 特殊寝台**
- 8. 特殊寝台付属品（マットレスなど）**
- 9. 床ずれ防止用具（エアーマットなど）**
- 10. 体位変換器**
- 11. 認知症老人徘徊感知機器**
- 12. 移動用リフト**
13. 自動排泄処理装置



※要介護2～5の方のみ利用可能

環境等を整備するサービス②

● 特定福祉用具購入費の支給

貸与になじまない入浴や排泄などのために使用する福祉用具を購入した場合、その購入費の一部が支給されます。

対象となる用具

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の変換可能部品
3. 入浴補助用具（入浴用椅子、浴槽用手すり、浴槽内椅子など）
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分



支給額

- 実際にかかった費用（上限10万円）の9～7割相当額
- 10万円を超えた部分は全額自己負担

環境等を整備するサービス③

● 住宅改修費の支給

要介護者が居住する住宅に小規模な改修を行った場合、その改修費の一部が支給されます。（新築の場合は対象外）

対象となる改修

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更
4. 引き戸等への扉の取り替え
5. 洋式便器等への便器の取り替え
6. 1～5に付帯して必要な工事

支給額

- 住宅改修費（上限20万円）の9～7割相当額。
- 但し、著しく状態が変化した場合や、転居した場合には改めて申請できる。



お疲れ様でした。

**もし????な部分があれば、
遠慮なく質問下さい!**